

国道トンネル等の安全確保に関する行政評価・監視

〈評価・監視結果に基づく改善通知に対する改善措置状況〉

中国四国管区行政評価局は、国道トンネルの安全確保を図る観点から、平成18年12月から平成19年3月にかけて、広島県内および島根県内の国が管理する国道にある84トンネルについて調査を実施し、平成19年3月27日、中国地方整備局に改善意見を通知しました。

これに対し、中国地方整備局から平成19年5月8日、改善事項についての回答がありました。

通知事項① トンネルの照明灯の取替え時期の適切化

制度

〇 トンネル照明【道路構造令第34条第2項】

トンネルには、安全かつ円滑な交通を図るため必要がある場合は、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

調査結果の概要

広島県内及び島根県内で照明 施設が設置されている81トン ネルのうち、

- ① 野外の輝度センサーの受 光部や照明制御回路の故障 により本来設定している明 るさが保てなくなっている もの(3トンネル)
- ② 平成18年度にランプ取替え工事を実施するまでの間に不点灯率が20%を超えていたもの、現在20%を超える又は20%近い不点灯率となっており、取替え工事が必要なもの(20トンネル)

通知事項

トンネル内の安全か つ円滑な交通の確保 を図るため、

- ① 照明灯の不点灯の把握は、全点灯時に重点的に実施し、把握漏れを防ぐこと。
- ② ランプ取替え工事は、照明灯の不点灯率を指標に実施する等の運用を定め、速やかに行うこと。

改善措置状況

- ① 野外輝度センサーにより照明調整を 行っているトンネルについては、引き 続き、道路巡回等で明るさの状況を把 握し、必要に応じて調整・補修を実施 していく。
- ② 照明施設については、これまでも道路巡回、設備保守点検で状況を把握し、 措置してきたところ。

今後は、道路巡回等で晴天時の球切れや明るさ等の把握をより一層行うとともに、設備点検時にも全点灯確認し、年1回玉替えするなど適切な対応に努める。

なお、指摘のあったトンネルについ ては改善済み。



通知事項② 非常用施設の点検保守の適切化

制度

○ 非常用施設【道路構造令第34条第3項】

トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合には、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

調査結果の概要

広島県内及び島根県内で非常用施設が 設置されている75トンネルのうち、

- ① 非常電話がない状態のままとなっているもの、不通になっているもの、 表示灯が点灯していないもの(9トンネル)
- ② 押しボタン式通報装置の使用方法を記載した説明版の一部が消えて判読できなくなっているもの、「事故通報」・「火災通報」の表示がすべて消えているもの(4トンネル)
- ③ 大型消火器の消化剤の詰め替えが行われていないもの(3トンネル)

通知事項

トンネル内の火災、事故に 備えて非常用施設の機能を 確保するため、

○ 道路巡回のうち、車で 走行して行う通常点検及 び夜間点検では目視可能 な点検を中心に行い、徒 歩で行う徒歩巡回では非 常用施設の細部における 外観などの点検を徹底す ること。

改善措置状況

事常用施設については、引き続きる通常巡回及び夜間巡回で車上目視を中心とした状況把握を行うとともに、徒歩巡回で非常用施設の外観などの状況把握を行っていく。

なお、指摘のあった トンネルについては、 改善済み。



通知事項③ 車道・歩道の維持管理の適切化

制度

○ 車道・歩道の路面【道路トンネル技術基準第6章-3】

路面状況については、巡回点検等により常に注意し、異常が発見された場合には、速やかに適切な措置 を講じなければならない。

調査結果の概要

広島県内及び島根県内の84トンネルのうち、

- ① トンネル内やトンネル周辺の 車道・歩道に窪み(穴)、亀 裂・段差や凹凸が生じているも の、砂利が堆積しているもの(7 トンネル)
- ② 歩車道未分離のトンネルが カーブし、歩行者・自転車がト ンネル入り口から見えにくいも の(1トンネル)
- ③ トンネル内のセンターライン が汚れたり一部消失しているも の、視線誘導標に汚れ・破損が あるもの(21トンネル)

通知事項

トンネルを通行する車両、 歩行者・自転車の安全確 保のため、

- ① 道路巡回において、 歩道や視線誘導標は徒 歩巡回、夜間巡回で重 点的に行うなど、点検 を徹底すること。
- ② 歩車道未分離のトン ネルについては、歩行 者・自転車への注意を 喚起する対策を検討す ること。

改善措置状況

① 路面や安全施設については、 今後も通常巡回、夜間巡回及び 徒歩巡回で状況を把握し、他の 補修や工事の交通規制も考慮の 上、効率的に補修を実施してい く。

なお、指摘のあったトンネル については、改善済み。

② 指摘のあった歩車道未分離の トンネルについては、今年度、 歩行者、自転車の通行状況を勘 案して、必要に応じ通行車両に 対して歩行者、自転車への注意 を喚起するなどの対策を検討す る。